

4. 重点的に取り組む施策

4-1. 高齢社会の到来に対応した住環境整備方針

住宅マスタープラン（平成9年度）においては、本市が取り組む重点施策として、「高齢社会の到来に対応した住環境整備方針」を定め、各種取り組みをおこなってきました。

稚内市の高齢人口比率は17%に達し、市民の5人に1人が高齢者であり、この10年間で1.5倍もの増加を示しており、住宅施策においても適切な対応が求められています。

住宅マスタープラン（改訂版）では、平成9年度の当初計画を踏まえ、「高齢社会の到来に対応した住環境整備方針」の基本方針のもと、以下の具体施策を定めます。

（1）基本目標

①テーマの設定

高齢社会の到来に対応した住環境整備方針の基本となるテーマは、住宅マスタープラン（平成9年度）を引き継ぎ、高齢になっても自立した生活を続けていくことができるような住宅、住環境の形成を目指し、以下のとおり設定します。

**高齢者の自立した生活の基盤となる、適切な住宅、サービスの提供
—自立した生活をいつまでも続けることのできる、住環境の形成を図る—**

②基本目標

基本目標は、①テーマの設定と同様に、住宅マスタープラン（平成9年度）を引き継ぎ、以下のとおり設定します。

基本目標1

高齢者になっても安心して住み続けられるいえづくり

基本目標2

自由に出歩くことができる便利なまちづくり

基本目標3

生活に潤いと喜びを与える生きがいづくり

(2) 公共賃貸住宅の整備方針

高齢社会の到来に対応した公共賃貸住宅の整備方針は、先に掲げた基本目標の実現を目指し、以下のように設定します。

①人にやさしいいえづくり

■高齢化対応仕様　～建替、新設する公共賃貸住宅は、高齢化対応仕様を標準とする～
今後建替、新設する公共賃貸住宅は、手すり設置、段差解消、滑りにくい床材整備など、高齢化対応仕様を標準仕様として整備し、良質な住宅ストックの形成を図ります。

■既存市営住宅　～既存市営住宅の高齢化対応を順次、計画的に推進する～
既存の市営住宅における高齢化対応については、「市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、計画的に行うものとします。

②安全快適な住宅地づくり

■福祉サービスとの連携
～福祉サービスと連携のとれた住宅地整備について検討する～
大規模な公営住宅の整備にあたっては、福祉サービスと連携のとれた住宅地となるよう、検討を図ります。

■高齢者の生きがい空間づくり
～共同花壇、専用庭など、高齢世帯の趣味や生きがいとなる空間づくりを検討する～
公営住宅の整備にあたっては、賃貸の共同花壇、一階入居者用の専用庭など、土いじりや花づくり等ができ、高齢者の趣味や生きがいを実践できるような空間を確保するよう検討を行います。

■団地内外の交流空間の確保
～公園、集会所など、団地内外の世帯と交流できる場となる空間づくりを検討する～
公営住宅の整備にあたっては、公園、集会所など団地内外の世帯と交流できる空間を必要に応じて確保します。

(3) 民間住宅の整備方針

高齢社会の到来に対応した民間住宅の整備方針は、先に掲げた基本目標の実現を目指し、以下のように設定します。

①住宅相談体制の充実

稚内市では、市役所都市整備課に住宅相談窓口を設置し、市民の住宅づくりに関する各種相談に対応しています。

住宅相談窓口では、国、北海道などより各種資料を取り寄せると共に、建築士会など地元関係団体との連携を図り、市民の多様な相談に対応できる体制づくりに努めています。

②住宅リフォームヘルパ一体制の構築

「住宅リフォームヘルパ体制」とは、建設、福祉等が連携をとり、高齢者の身体特性や生活特性等に合わせ、住宅リフォームの方針について検討を行う体制です。

特に寝たきりなど、重度の介護に対応できるリフォームを検討する際には、建設、福祉、医療等の様々なサービスとの連携、適切な施工・機器設置の指導・確認、継続的な適応状況の対応などが求められることから、リフォームヘルパ体制の構築が必要とされています。

今後稚内市においては、建築士会などの民間団体と連携を図りつつ、住宅リフォームヘルパ体制の構築に向けた検討を行います。

(4) 高齢者の居住安定に関する方針の策定について

平成 10 年に「介護保険法」が制定され、以降、介護の場は施設から在宅へと移行するものとされ、高齢者が安定して居住できる住宅整備が求められてきました。平成 13 年には「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が制定され、地方公共団体に対する供給努力義務が規定されました。

今後は福祉部局との連携のもと、地域の住宅事情を勘案し、住宅政策の中で供給計画を策定することが求められています。

そこで稚内市では、市の高齢者住宅供給に関する基本方針として、平成 18 年度に「高齢者居住安定計画」を策定します。

4-2. 中心市街地におけるまちなか居住の推進方針

稚内の市街地形成は、昭和20年頃から現在の中央地区より始まりました。

市街地は後背に丘陵地が迫り、海岸線が近いことから、海岸線の埋め立てを行いつつ、主に南、東側に拡大した結果、現在の南北に細長い市街地が形成されています。

今後の稚内市では、人口の減少、少子高齢化が進むことが想定されており、住宅マスタープランに示す基本理念「高齢になっても安心して暮らせる快適な住環境の整備」を実現するためには、新たな市街地をむやみに拡大せず、既存市街地の環境整備を適切に行うことが必要です。

また、中心市街地においては、急速なスピードで人口減少、高齢化が進んでいる状況にあります。

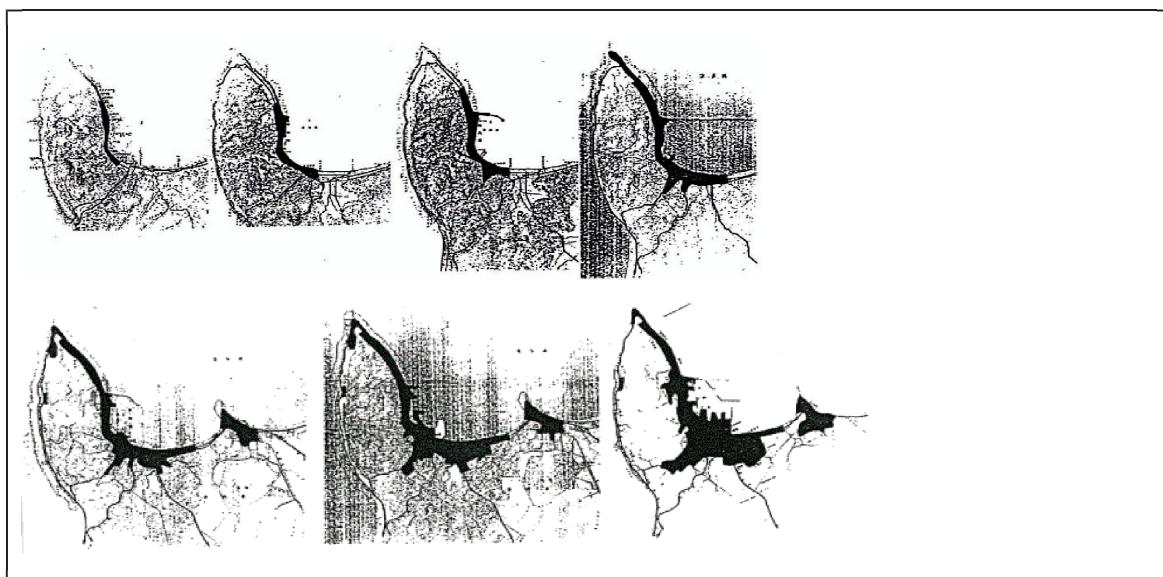
中心市街地に賑わいを取り戻し活気あるものとするためには、中心市街地への住宅整備、住宅情報の充実など「まちなか居住」施策の推進をとおし、中心市街地へ住み、住み続ける人の増加、地域コミュニティの維持・回復を図ることが必要です。

加えて駅から歩いて生活できる範囲に商業施設や官公庁施設、文化施設、医療施設などが配置されている利便性の高い地区である特性を活かし、子育て世帯や高齢者世帯が安心・快適に生活できる住環境整備が必要です。

住宅マスタープラン（平成9年度）においては、住宅施策の展開方策のひとつに「まちなか」居住の推進が位置づけられています。

これを受け、本節では、今後行う具体施策を見直し、「中心市街地におけるまちなか居住の推進方針」として整理します。

図4 稚内の市街地形成



上より1898,1923,1940,1954,1970,1978,1995年 黒塗りは市街地を示す

(1) 基本目標

中心市街地におけるまちなか居住の推進方針の基本目標は、平成15年度に策定した「稚内市中心市街地活性化基本計画」を受け、以下のとおり設定します。

賑わいのある生活街の形成

－「住みたい・住み続けたいマチ」の形成を図る－

中心市街地は古くから、買い物・飲食・娯楽などの様々な生活利便機能や行政サービス機能が集積する地域として市民生活を支えるとともに、宗谷地方の経済と文化の拠点として、市民から「マチ」と親しみを持って呼ばれ発展してきました。

この中心市街地を稚内固有の文化・歴史を活かした楽しく買い物のできる場所、人が安心して住み・交流できる場所として再生することにより、市民にとって便利で身近な生活空間の場として、賑わいのある生活街の形成を図ります。

(2) 基本方針

基本目標を実現するための基本方針として、以下の3項目を設定しました。

基本方針に示す3つの柱に基づき、適切な家賃で入居できる公共賃貸住宅、民間活力の導入、住宅リフォーム相談、買い物支援サービスや福祉関連サービスの充実、買い物や通院など主要な施設をむすぶ歩行者系ネットワークの形成など、まちなか居住支援に向けた総合的な施策実施が求められています。

基本方針1 利便性の高い住宅の提供

- ・民間活力を生かした住宅供給体制の構築 など
(公共賃貸住宅、民間賃貸住宅、住宅相談体制・・・)

基本方針2 生活関連サービスの充実

- ・買い物支援サービスや福祉関連サービスの充実 など

基本方針3 安全安心な歩行者ネットワークの形成

- ・買い物、通院など主要な施設をむすぶ歩行者ネットワークの形成
など

(3) 検討区域の設定

①基本的な考え方

まちなか居住の推進方策を具体に検討する区域を「まちなか居住検討区域」とします。

「まちなか居住検討区域」は、人口・世帯の増減、高齢化の状況、住宅動向や関連計画との整合（都市計画マスターplan、中心市街地活性化基本計画など）等、地域の実態を勘案して設定します。

②対象とする地域

まちなか居住検討区域は、JR稚内駅を中心とし、宝来地区、中央地区、港地区の一部で、中心市街地活性化基本計画に示す「中心市街地区域」を含む範囲を想定します。

図5 「まちなか居住検討区域」の範囲



(4) 「まちなか居住推進計画」の策定について

まちなか居住の推進は、行政側だけではなく、住民や各種団体が主たる活動や事業の担い手となり、共同して取り組むものです。

担い手となりうる行政や企業、各種団体などの事業や活動を位置づけ、それぞれの役割や展開方向について、検討が必要です。

稚内市では、住宅マスターplanに位置づけた「まちなか居住推進方針」に基づく、具体施策展開方針として、「まちなか居住推進計画」を平成18年度策定します。

「まちなか居住推進計画」のねらいは、「まちなか居住の動きを育てること」にあります。検討すべき内容は、「まちなか居住推進方針」を基本にしながら、まちなかの現況とまちなか居住推進上の課題を整理し、まちなか居住の理念と目標像を明らかにしながら、重点策のための方策やスケジュール、推進体制をより具体的に検討し、さらに重点的に推進すべきプロジェクトを構想するといった、「動きを育てること」になります。^{*}

これらの検討を行い、積極的な居住環境整備策を進めることで、現在住んでいる人達や、中心市街地に魅力を感じる新たな世帯の定住を促し、中心市街地の「賑わいのある生活街」としての再生を目指します。

*まちなか居住推進のススメ（平成16年3月 北海道建設部住宅課）を参照